

# 行政手続法・行政手続条例の概要について

コンプライアンス・行政経営課

## 1 行政手続法等の概要

行政手続法・行政手続条例は、

- (1) 許可、免許等の申請に対して許可、免許したり又は拒否したりする処分（以下「許認可等の申請に対する処分」といいます。）の手續
- (2) 許可を取り消したり一定期間の営業停止を命じたりする「不利益処分」の手續
- (3) 「行政指導」の手續
- (4) 「届出」の手續

について、行政機関と県民・事業者の皆さんとの間の共通的なルールを定めた法律、条例です。

※行政手続法は平成6年10月1日から、長野県行政手続条例は平成8年4月1日からそれぞれ施行されています。

## 2 制度の内容

### (1) 許認可等の申請に対する処分

申請に対する処分とは、許可、認可、免許、承認、認定、決定、検査、登録などの申請に対して、行政機関が行う、「認める」・「認めない」の応答のことをいいます。

### (2) 不利益処分

許可の取消し、一定期間の営業停止命令、施設の改善命令など、行政機関が、住民に対して、その権利を制限したり義務を課したりする行為のことを不利益処分といいます。

また、行政機関がこうした不利益処分を行おうとする場合には、その処分の対象となる者に対して、処分に先立ち、公正で透明な手續を法的に保障する必要があるとの理由から、意見陳述の機会を設けています。

そのための手續には、次の2つがあります。

#### ア 聴聞手續

許認可等を取り消したり資格や地位を奪うようなより重い不利益処分をしようとするとき、審理の場を設け、相手方に、行政機関側との間で口頭で意見を述べるなどやりとりを行う機会を設ける手續です。

#### イ 弁明の機会の付与

上記ア以外の不利益処分をしようとするとき、相手方に、書面により意見を述べる機会を設ける手續です。

### (3) 行政指導

行政機関が、特定の人や事業者などに対して、ある行為を行うように（又は行わないように）具体的に働きかける行為（指導、勧告、助言など）をいいますが、これには、法律上の強制力はありません。

### (4) 届出

行政機関に対して一定の事項を通知する（知らせる）行為（「申請」を除きます。）であって、そのことが法令で義務付けられているものをいいます。

## 3 適用関係

区 分	国の法令に基づくもの	独自の条例等に基づくもの
許認可等の申請に対する処分	行政手続法	行政手続条例
不利益処分	行政手続法	行政手続条例
行政指導	行政手続条例	行政手続条例
届出	行政手続法	行政手続条例

※行政指導については、国の法令に定める事項を実施するものとそうでないものとを、必ずしも明確に分けることができないなどの事情から、全て地方公共団体の行政手続条例等が適用されます。